上甲子園１丁目福祉会会則

第１章　総　則
第１条（名称）、第２条（所在地）、第３条（構成員）、第４条（活動の目的）、第５条（組織）
第２章　事　業
第６条（本会が主催する行事）、第７条（本会が協賛する行事）、第８条（各部会の事業）
第９条（事業計画の立案と承認）、第１０条（部会活動の休止または廃止）
第３章　役員および班長
第１１条（役員の構成）、第１２条（役員の選出）、第１３条（役員の任期と改選および制限）
第１４条（班長の選出と任期）、第１５条（相談役および専従担当者の設置）
第４章　役員および班長の役割
第１６条（会長）、第１７条（副会長）、第１８条（会計、会計補佐）、第１９条（部長）
第２０条（副部長、班長役員）、第２１条（ブロック代表者）、第２２条（班長）
第２３条（会計監査）
第５章　会員資格
第２４条（入会および退会）第２５条（正会員）、第２６条（準会員）、第２７条（賛助会員）
第２８条（会員名簿）
第６章　会　議
第２９条（会議の構成）、第３０条（総会）、第３１条（役員会）、第３２条（三役会）
第３３条（ブロック代表者会）、第３４条（部会連絡会）、第３５条（ブロック班長会）
第７章　会　計
第３６条（本会の収入と支出）、第３７条（会費）、第３８条（特別会費）、第３９条（活動助成金）
第４０条（寄付金）、第４１条（会計年度）、第４２条（決算報告）
第８章　謝意および弔意
第４３条（謝意）、第４４条（弔意）
第９章　会則の変更等
第４５条（会則の変更）、第４６条（付則および規約の新規制定または変更）
第４７条（通知）
第１０章　付記
関連付則：ブロックの班構成と担当部会に関する付則
関連付則：役員候補者の選定基準に関する付則
関連規約：福祉会集会所の管理運営に関する規約
関連規約：福祉会主催行事の運営に関する規約
関連規約：会誌および会員名簿等の取り扱いに関する規約
関連規約：謝礼の取り扱いに関する規約
関連規約：慶事および弔事の取り扱いに関する規約
関連規約：募金等に関する規約
関連規約：会計に関する規約

第１章　総則

第１条（名称）

本会は、上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という）と称す。

第２条（所在地）

本会は、事務所を本会集会所（上甲子園１丁目 2-19）に置く。

第３条（構成員）

本会は、上甲子園１丁目（以下、当地区という。）に在住（但し、第８コーポラスを除く）の会員を以て組織する。

第４条（活動の目的）

本会は、会員相互の親睦と福祉、防犯、衛生、教育、生活改善ならびに相互援助をはかることを目的とし、目的達成のために遂行する諸活動に係る規則を本会則および関連規約に定める。

第５条（組織）

１．本会は、当地区の自治活動に係る事業を運営するため、防犯部、環境衛生部、福祉部、上甲子園１丁目子ども会育成会（以下、子ども会という。）、体育部、青少年愛護部、および高齢者福祉部の７つの部会（以下、各部会という。）を設ける。

２．本会は、事業の円滑な運営と継続を図るため特定の住居区域毎に班組織（以下、班という）を設け、隣接する複数個の班で構成するブロック区域（以下、ブロックという）を設ける。ブロックの区割については「ブロックの班構成と担当部会に関する付則」に定める。

第２章　事業

第６条（本会が主催する行事）

本会が主催する行事ならびに運営方法を「福祉会主催行事の運営に関する規約」に別途定める。

第７条（本会が協賛する行事）

本会は、西宮市春風地区社会福祉協議会が主催する行事に協賛し参加することを原則とする。参加する場合は、本会則３１条に定める役員会において当該行事への参加方法および役割分担を都度協議し決定する。

第８条（各部会の事業）

本会の各部会は、当地区に係る次の事業を行う。

１．防犯部は、当地区の防犯、防火、安住の保持等に係る事業を担当し運営する。および必要に応じて甲子園防犯協会および他地域の防犯部組織との親睦を図り、共同活動を行う。

２．環境衛生部は、当地区のより良い環境づくりと衛生に係る事業を担当し運営する。および必要に応じて他地域の環境衛生部組織との親睦を図り、共同活動を行う。

３．子ども会は、当地区に居住する学童の育成と親睦をはかる事業を担当し運営する。および必要に応じて他地域の子ども会組織との親睦を図り、共同活動を行う。

４．福祉部は、本会会員やその家族に対する福祉に係る支援事業を担当し運営する。

５．体育部は、当地区の体育スポーツ活動に係る事業を担当し運営する。および必要に応じて他地域の体育部組織と親睦を図り、共同活動を行う。

６．青少年愛護部は、当地区に居住する青少年の健全な育成と自主的な活動の助長と振興に係る事業を担当し運営する。および必要に応じて他地域の青少年愛護部組織との親睦を図り、共同活動を行う。

7．高齢者福祉部は、当地区に居住する満６０歳以上の会員を対象に、文化、教養、娯楽、健康等に係る福祉活動を行う。ただし、夫婦の場合は、夫婦のどちらかが満６０歳以上であるときは双方を対象とする。

第９条（事業計画の立案と承認）

1．各部会は、本会則８条に定める各部会の事業について年間計画を立案し、役員会の採択を経て通常総会の承認を得るものとする。

2．前項に係わらず、各部会の部長が必要と判断した場合は、予算措置を含めて役員会の事前承認を得て本条１項の計画に含まれていない事業を期中に別途計画することができる。

第１０条（部会活動の休止または廃止）

1．本会則８条に定める部会活動の中核を担う役員が不在状態となり、部会活動の維持が困難になったと本会会長が判断した場合、本会則３１条に定める役員会の決議をもって当該部会の活動を休止することができる。

2．前項において当該部会を廃止する場合は、本会会長の発議に基づき本会則３０条に定める総会の承認を必要とする。

第３章　役員および班長

第１１条（役員の構成）

本会は事業を円滑に運営するために次の役員を置く。ただし、いかなる場合も同一人が会長、会計および会計監査を兼務することはできない。

会長　　１名
副会長　少なくとも２名
会計　　１名
会計補佐　少なくとも１名
会計監査　　１名
各部会部長または代表（以下、部長という。）　　各部会から１名
各部会副部長または副代表（以下、副部長という）　各部会から２名以内
班長役員　各ブロックから１名
ブロック代表者　各ブロックから１名

第１２条（役員の選出）

1．本会則１１条に定める役員のうち、会長、副会長、会計、会計補佐、会計監査、部長および副部長は、「役員候補者の選定基準に関する付則」に基づいて役員会で候補者を選定し、本会則３０条に定める総会の承認により選出する。

2．ブロック代表者および各部会の班長役員の選出方法は、「ブロックの班構成と担当部会に関する付則」に定める。

3．子ども会の役員は、子ども会が定める規約に基づき選出するものとし、本条の適用外とする。

4．ブロック代表者および班長役員は、本会則１４条に従って選出された班長の中から「ブロックの班構成と担当部会に関する付則」に基づきブロック毎に１名選出する。ブロック代表者または班長役員が任期途中で任務継続ができない事態が生じた場合は、所属するブロックの班長の中から速やかに代行者を決定し役員会に届け出るものとする。その場合、ブロック代表者および班長役員の代行任期は前任者任期の残り期間とする。

第１３条（役員の任期と改選および制限）

１．会長、副会長、会計、会計補佐、会計監査、部長、副部長の任期は１期２年とし再任を妨げない。会長の継続任期は原則として６年を上限とし、副会長、会計、会計補佐、会計監査、部長および副部長の継続任期は原則として８年を上限とする。ただし、副会長が部長を兼任する場合は、原則として残任期間の長い方を適用するものとする。

２．前項に係わらず、役員の上限任期満了時に本人の再任意思がある場合は、役員会と総会の承認により２年間の任期延長ができるものとし、以降同様の扱いとする。

３．本条１項に係り、本会の円滑な事業継続を図るため、特別な事情がない限り会計、会計補佐および会計監査を同時に改選することはできない。

４．各部会の班長役員の任期は、原則として１期１年とし再任を妨げない。

５．ブロック代表者の任期は１期１年とし再任を妨げない。

６．事業年度の途中で役員に欠員が生じた場合の臨時措置として、本会則３１条に定める役員会は本人の同意に基づき当該役員代行者の任命を決議することができる。この場合、当該役員代行者の任期は、次年度の通常総会までとする。

７．子ども会の役員任期と改選および制限については、当該部会が別途定める規約に委ね、本条の適用外とする。

８．本会は、以下に該当する行為を行った役員に対して、本人の留任意思の有無に係わらず役員会において出席役員の過半数の同意に基づき当該役員を解任または罷免することができる。

一、刑法に抵触する犯罪行為を行った場合

二、本会資産を本会の事業目的以外に利用し本会に損害を与えた場合

三、本会の社会的信用を著しく損ねる行為を行った場合

四、本会役員会の決定事項に反する行為または本会会則に反する行為によって本会の活動または事業継続に重大な悪影響を及ぼした場合

第１４条（班長の選出と任期）

１．本会の事業を円滑に推進するため班毎に１名の班長を置く。班長は、特に支障がない限り、班毎に定める順番に従って選出し、本会が指定する日までに届け出るものとする。前記において次期班長予定者が諸般の事情で就任を辞退した場合は、現任班長が中心となって当該班の関係者間で対応方法を協議し、次期班長を決定するものとする。

２．班長の任期は、原則として本会則３０条に定める通常総会当日から次年度通常総会前日までの１年間とし再任を妨げない。ただし、任期途中で班長の任務継続ができない事態が生じた場合は、班に所属する会員の中で速やかに代行者を決定し、ブロック代表者に速やかに届け出るものとする。班長の代行者の任期は前任者の任期の残り期間とする。

第１５条（相談役および専従担当者の設置）

１．会長は、事業の円滑な運営に必要と判断した場合、三役会の同意のもとに相談役および専従担当者を置くことができる。相談役および専従担当者の任期は１期２年とし、必要に応じて再任できるものとする。

２．本条１項の相談役および専従担当者は、本会の会員とする。

３．本条１項の相談役および専従担当者の所属は、役割に応じて、会長または部長のいずれかに直属するものとする。

第４章　役員および班長の役割

第１６条（会長）

会長は本会を代表して以下の会務を行う。

1．通常総会ならびに必要に応じて臨時総会（以下、総会という）を招集し、議長として円滑な議事運営ならびに本会事業の円滑な運営を行う。

2．役員会および必要に応じて三役会を招集し、議長として円滑な議事運営ならびに本会事業の円滑な運営を図る。

3．総会、役員会および三役会の議事録を作成し保管する。ただし、会長は会務遂行上必要と判断した場合は本会則１１条に定める役員の中から書記を任命し、議事録の作成を委任することができる。

4．本会集会所の管理運営責任者として集会所の維持管理と利用管理を行う。

5．本会活動の効果的かつ円滑な運営に必要な予算を会計の同意のもとに臨時に計上し、執行することができる。当該予算を執行した場合は適宜役員会に報告する。

6．本会則８条に定める部会とは別に、本会の事業活動に必要な専門組織を適宜整備する。

7．西宮市春風地区社会福祉協議会（以下、春風社協という。）の理事を兼務し、本会を代表して他地区との共同事業の推進および親睦に必要な活動を行う。

8．西宮市に対する各種申請業務を適宜執り行う。

第１７条（副会長）

副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行に支障をきたした時は適宜これを代行する。

第１８条（会計、会計補佐）

会計および会計補佐は、本会が保有する金銭の出納管理と保管ならびに予算書および決算書の作成等経理に関する一切の事務（以下、会計事務という。）を行う。会計補佐は会計を補佐し、会計が役割を遂行できない時は会計に代行して本条に定める会計事務を行う。

第１９条（部長）

1．部長は、各々管轄する部会を統括し、本会則８条に定める各部会事業の目的達成に必要な活動を推進すると共に、会長が招集する役員会に出席し、事業の進捗状況と結果を役員会に適時報告する。

2．部長は、本会則１５条に基づき専従担当者を置くことができる。

第２０条（副部長、班長役員）

副部長、班長役員は、所属する部会の部長を補佐し、部長が職務遂行に支障をきたした時は適宜これを代行する。

第２１条（ブロック代表者）

1．ブロック代表者は、会長が招集する役員会に出席すると共に、役員会および各部会から逐次提供される各種情報を自ブロックに属する班長に速やかに伝達すると共に、ブロックの代表として本会事業の継続と円滑な運営に必要な活動および課題の解決にあたる。

2．ブロック代表者は、自ブロックに所属する班長に欠員および交代が生じた場合は役員会に報告し、速やかに欠員の解消にあたる。

3．ブロック代表者は、必要に応じてブロック班長会を招集し、本会事業の円滑な運営に必要な課題解決を図る。

第２２条（班長）

１．班長は、各班の代表者として本会事業に参画すると共に、役員会および各部会から逐次提供される各種情報を会員に速やかに伝達して本会の円滑な事業運営に協力する。

２．班長は、本会の会費を総会で決めた期間内に会員から徴収し会計に収納する。

３．班長は、本会則３０条に定める総会および３３条に定めるブロック班長会に参加し、本会事業の円滑な運営に協力する。

４．班長は、本会則８条に定める各部会のうち、防犯部、環境衛生部、福祉部のいずれかに所属し本会の事業運営に協力する。

第２３条（会計監査）

会計監査は会計が事業年度末に作成する本会の決算書を会計監査し会計の適切性を検証する。

第５章　会員資格

第２４条（入会および退会）

１．本会への入会は、入会希望者（以下、新規入会者という。）が本会則３７条に定める会費を納めた時点とする。本会は、新規入会者に本会則２５条、２６条および２７条に定める会員資格のうち、いずれかを付与する。

２．本会からの退会は、会員が本会会長に退会意思を伝えるか、または本会に対して会費納入を辞退した時点とする。また、特別な事情なく会費を９ケ月以上滞納した場合も退会扱いとする。

第２５条（正会員）

本会は、次の要件を全て満たす会員に対して本会の正会員資格を与える。

１．本会が定める会費を納めていること。

２．世帯主の氏名、住所を本会に届け出ていること。

３．本会則５条２項の班に所属し、班の活動に参画していること。

第２６条（準会員）

本会は、本会則２５条１項の要件を満たしているが、２項および３項の両方またはどちらか一つの要件を満たしていない会員に対して本会の準会員資格を与える。

第２７条（賛助会員）

本会は、本会則２５条１項の要件を満たしているが、２項および３項のいずれの要件を満たしていない法人等の会員に対して本会の賛助会員資格を与える。

第２８条（会員名簿）

１．本会は、本会を構成する班および所属会員の把握および会費の徴収等本会を維持運営する上で必要な情報を得るために、ならびに災害発生時の緊急連絡、各種文書の配付管理および各種行事の参加要請等会員に必要な情報を的確に伝達するために会員名簿を作成する。

２．会員名簿は、前項に定める目的に限って利用するものとし、会員に配付しない。

３．本会は、会員名簿の運用管理に関する取り決め事項を「会誌および会員名簿等の取り扱いに関する規約」に別途定める。

第６章　会　議

第２９条（会議の構成）

本会の会議は総会、役員会、三役会、ブロック代表者会、部会連絡会、およびブロック班長会と

する。

第３０条（総会）

1．通常総会は、毎年１回定期的に開催し、本会事業に係る事業計画と予算、事業結果と決算の適切性、本会則４５条１項に基づき役員会が上程する本会則改訂案ならびに本会則１２条１項に定める役員の選出等を審議決定する。

2．会長が必要と判断した場合は、臨時総会を適宜開催して総会の承認を要する重要事項の審議と決議を行うものとする。

3．総会の議決権を有する構成員（以下、構成員という。）は、本会則３１条に定める役員会構成員のうち、ブロック代表者と班長役員を除く役員ならびに本会則１４条に定める班長とし、会計監査は中立性と独立性を担保するため構成員に含めない。班長は本会則２２条に基づき所属する班に在住する正会員の代議員として出席する。

4．総会の議長は原則として会長が務める。会長が出席できない場合は副会長が代行するものとする。

5．総会は本条３項に定める総会構成員の出席者数と委任状の事前提出者数の合計（以下、有効出席者数という）が過半数に達したことをもって成立する。

6．総会の審議事項は、有効出席数の過半数の賛成をもって承認・決議される。ただし、賛否が同数の場合は議長が最終決定する。

7．自然災害や伝染病等の発生により集会方式による総会の実施が困難な状況になった場合、本会則３２条に定める三役会の決議により総会を書面表決方式で実施できるものとする。

8．総会議事録の作成および保管については本会則１６条３項による。

第３１条（役員会）

1．役員会の議決権を有する構成員（以下、構成員という。）は、本会則１１条に定める役員のうち、会長、副会長、会計（会計不在の場合は会計補佐）、各部会部長（部長不在の場合は副部長または班長役員）、ブロック代表者とする。民生児童委員は、オブザーバー参加とする。

2．前記以外の役員の招集については、会長（会長不在の場合は会長代行）または各部会部長が必要に応じて決定する。

3．役員会は、本条１項の構成員の三分の一以上の参加をもって成立するものとし、役員会が成立しない場合または開催不可能な事態が生じた場合は、本会則３２条に定める三役会が役員会の代行機能を担うものとする。

4．役員会は、本会事業の運営方針、事業計画案、予算書案、決算書案ならびに本会を運営するために必要な規約等細則の制定と改訂等その他重要事項を審議し決定する。

5．役員会の議長は、原則として会長が務める。会長が出席できない場合は副会長が務める。

6．役員会の審議事項に係る議事録の作成と保管は本会則１６条３項による。

第３２条（三役会）

1．三役会は、本会則３１条３項に基づき、様々な要因で役員会が開催できない事態が生じた時は役員会に代わってその役割と権限を担う。

2．三役会は会長、副会長および会計で構成し、会長または会長不在の場合は副会長が会長代行として必要に応じて開催する。

3．三役会は、本会の事業計画および予算案の編成、本会会則および規約等の制定または改廃、ならびに本会の円滑な運営を図る上で必要な事案の検討を行う。

４．三役会は、三役会構成員のうち会長または会長代行を含む過半数の出席で成立するものとし、出席者の過半数の賛成をもって議案を承認するものとする。
５．三役会は本会則１６条３項に基づき議事録を作成する。

第３３条（ブロック代表者会）
１．ブロック代表者会は、会長、副会長およびブロック代表者で構成する。
２．ブロック代表者会は、本会の情報伝達に係る課題の検討、ブロック運営に係る課題の検討、またはブロック代表者間の親睦を目的に会長の判断で必要に応じて開催する。
３．ブロック代表者会の議事録は原則として作成しない。

第３４条（部会連絡会）
１．部会連絡会は、部長、副部長および部会に所属する班長役員および班長で構成する。
２．部会連絡会は、部会運営に係る課題の検討、情報伝達に係る課題の検討、または部会の親睦を推進するために部長が必要に応じて開催する。
３．部会連絡会の議事録は原則として作成しない。

第３５条（ブロック班長会）
１．ブロック班長会は、ブロック代表者が必要と認めた場合に開催する。
２．ブロック班長会の構成員はブロックに所属する班長とする。
３．ブロック班長会の議事録は原則として作成しない。

第７章　会　計

第３６条（本会の収入と支出）
１．本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。
２．本会の収入と支出は、別途定める「会計に関する規約」に定める科目別に計上する。

第３７条（会費）
本会則２４条に係わり、本会が会員から徴収する会費の取り扱いを以下に定める。
１．本会は、会員から原則として年額2,４００円（1月当たり２００円）の会費を徴収する。
２．会費は、原則として本会会計年度の前期に１年分をまとめて徴収する。ただし、会員が希望する場合は、前後期の２回に分けて会費を徴収する。
３．会費には、本会則４０条１項に定める３つの募金活動に係る寄付金を含む。
４．寄付金を含む会費の徴収に同意しない会員については、本条１項に定める会費から本会則３８条２項に定める寄付金相当額を控除した額を会費として徴収する。
５．新規入会者は、原則として入会月から当該事業年度末までの会費月額の合計額を一括納入するものとする。ただし、本会が本会則３７条２項に基づいて新規入会者に対して会費を徴収する場合は、本条１項および２項を適用するものとする。
６．会員が本会を脱会する場合、当該事業年度に納入した会費のうち、前期分は脱会の時期や理由の如何に係わらず返還しない。
７．会費を１年分まとめて納入した会員が、当該事業年度の９月３０日までに脱会届と会費返還申請を合わせて本会会長に提示した場合は、本会は脱会会員本人または代理人に当該事業年度後期分の会費を返還するものとする。ただし、本会会長に対する脱会届の提出が１０月１日以降に行われた場合は、後期分の会費返還を行わないものとする。
８．本条６項および７項の定めに係わらず、脱会を届け出た会員から本会が徴収した寄付金相当額

および特別会費を含むその他拠出金相当額については返還しない。

第３８条（特別会費）

本会が特に必要と認めた時は、役員会の決議を経て特別会費を徴収することができる。

第３９条（活動助成金）

1．本会は、本会則８条に定める部会に対して、本会会員の福祉に寄与する事業活動に必要な資金を活動助成金として支給する。各部会は、本会則８条に定める事業目的以外に活動助成金を使用してはならない。

2．本会の会長、会計または会計監査は、活動助成金の支給を受けている部会に対して、活動助成金の取り扱いと運用の適切性を必要に応じて適時確認する。確認の結果、活動助成金の取り扱いと運用が本会の支給目的と著しく異なる問題が明らかになった場合は、本会会長は当該部会に会計処理の見直し修正を指示すると共に、違反の程度に応じて当該部会に対して活動助成金の返還を求める措置を講ずるものとする。また、本会会長は、指摘した問題の改善状況に応じて当該部会に対して活動助成金の支給を停止することができる。

3．本会から活動助成金の支給を受ける部会は、事業年度末までに当該年度の決算報告書と次年度の事業計画書および予算書を本会に提出し、本会の会計監査および会長の承認を受けなければならない。

4．活動助成金に余剰が発生した場合、当該部会は本会に対して前条に定める会計年度末迄に返納する。

5．活動助成金は、各部会の事業活動実績ならびに予算消化状況に応じて会長が毎年支給金額を決定し、役員会に報告するものとする。

第４０条（寄付金）

1．本会が西宮市社会福祉協議会（以下、市社協という。）の要請に応じて協力する募金活動は、以下の３つとする。

一、赤十字活動資金

二、赤い羽根募金

三、歳末たすけあい募金

2．本会則３７条３項に係わる寄付金額は、会員１世帯当たり年間３００円とし、当該寄付金の取り扱い方法を「募金等に関する規約」に定める。

3．本会は、会員が拠出した寄付金を「募金等に関する規約」に基づいて市社協に適宜拠出する。

4．本会は、本条１項に定める以外の寄付金に係る募金活動を行わない。

第４１条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第４２条（決算報告）

決算報告は、会計年度終了後書面をもって通常総会に報告し、総会承認後に各会員に報告する。

第８章　謝意、慶意および弔意

第４３条（謝意）

本会は、本会事業に協力し、または貢献した個人または団体に対して「謝礼の取り扱いに関する規約」に基づいて謝意を表する。ただし、当該個人または団体が辞退した場合はこの限りではない。

第４４条（慶意および弔意）

会員に慶事または弔事あるときは「慶事および弔事の取り扱いに関する規約」に則って慶意または弔意を表す。ただし会員本人または親族の申し出により辞退した場合はこの限りではない。

第９章　会則、付則および規約の新規制定または改訂等

第４５条（会則の変更）

１．本会則の変更は、原則として総会の承認決議を必要とする。ただし、本会会員の利害や本会の運営に大きな影響を及ぼすことがない変更については、役員会の承認決議をもって行うことができる。

２．本会則を変更した場合、変更内容の施行開始日は、特段の取り決めがない限り、変更が承認された翌日とする。

第４６条（付則および規約の新規制定または変更）

１．本会則に関連する付則および規約の新規制定または変更は、本会則３１条に定める役員会の承認決議を必要とする。ただし、本会会員の利害や本会の運営に大きな影響を及ぼすことがない付則または規約の変更については三役会決議をもって行うことができる。

２．本条１項に係る付則および規約を新規制定または変更した場合の施行開始日は、特段の取り決めがない限り、付則および規約の新規制定または変更が承認された翌日とする。

第４７条（通知）

本会会員の利害や本会運営に大きな影響を及ぼす会則、付則、規約の新規制定または変更を行った場合、町会だより等の回覧に加えて本会ホームページに変更内容を掲載して会員に通知する。

第１０章　付　記

本会は１９５１年（昭和２６年）１０月１日に組織された。本会集会所の建物一切は、本会の所有財産として登記済みであることを明記する。本会集会所の運営管理に関する規則は「福祉会集会所の管理運営に関する規約」に別途定める。

1965 年 4 月制定
2016 年 11 月改定
2018 年 4 月改定
2020 年 4 月改定
2021 年 4 月改定
2022 年 4 月改定
2022 年 12 月改定